

○後志広域連合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

〔 令和 2 年 3 月 26 日 〕
規則第 2 号

改正 令和 5 年 3 月 31 日規則第 2 号

改正 令和 6 年 6 月 3 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和 2 年後志広域連合条例第 1 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、別表に定める職種別基準表(以下「職種別基準用」という。)の号給欄に定められているときは当該号給とし、同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、最低の号給とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数(会計年度任用職員として同種の職務に在籍した年数をいう。以下同じ)を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第 5 条から第 6 条までの定めるところにより、職種別基準表の号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、条例別表第 1 給料表における最高の号給及び職種別基準表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

別表 職種別基準表(第 3 条関係)

職 種	学歴免許等	号 給	上 限
一般事務	大学卒	17	36
	短大卒	9	
	高校卒	1	

(職種別基準表の適用方法)

第 4 条 職種別基準表は、学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、俱知安町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 46 年俱知安町規則第 8 号。以下「俱知安町初任給規則」という。)別表第 3 学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(経験年数を有する者の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数(通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上である月からなる経験年数に限る。以下この条において同じ。)を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第3条第1項の規定による号給の号数(前条の規定による号給を含む。)に加えて得た数を号数とすることができる。

- (1) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が38時間45分以上である月からなる経験年数 4
- (2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上38時間45分未満である月からなる経験年数 3
- (3) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が23時間15分以上31時間未満である月からなる経験年数 2
- (4) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上23時間15分未満である月からなる経験年数 1

(特殊な経験等を有する者の号給)

第6条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

第7条 職種別基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員については、任命権者が別に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第8条 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第9条 条例第7条の規定により準用する後志広域連合職員の給与に関する条例(平成19年後志広域連合条例第26号。以下「広域連合給与条例」という。)第4条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第10条 条例第8条及び第9条の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年倶知安町条例第25号。以下「倶知安町会計年度任用職員給与等条例」という。)第9条及び第10条の規定により準用する倶知安町職員給与条例(昭和32年倶知安町条例第20号。以下「倶知安町給与条例」という。)第11条及び

第12条に規定する時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 条例第8条の規定により準用する俱知安町会計年度任用職員給与等条例第9条の規定により準用する俱知安町給与条例第11条第1項及び第5項に規定する規則で定める割合並びに同条第3項に規定する規則で定める時間については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第12条 条例第9条の規定により準用する俱知安町会計年度任用職員給与等条例第10条の規定により準用する俱知安町給与条例第12条に規定する規則で定める日及び割合については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第13条 条例第11条の規定により準用する俱知安町会計年度任用職員給与等条例第13条の規定により準用する俱知安町給与条例第16条から第16条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲（期末手当を支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除外する部分を除く。第17条第1項において同じ。）、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、常勤の職員に準じた割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第11条の2の規定により準用する俱知安町会計年度任用職員給与等条例第13条の2第1項において準用する俱知安町給与条例第16条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲（勤勉手当を支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除外する部分を除く。第17条の2第2項において同じ。）、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料額の算出)

第14条 条例第12条に規定する規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における俱知安町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年俱知安町条例第30号。以下「俱知安町勤務時間等条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数に相当する数の合計に7時間45分を乗じて得たものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第15条 条例第15条第2項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該額号に定める割合とする。

(1) 条例第15条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第15条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第15条第3項の規定する規則で定める割合は100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第16条 条例第16条第2項に規定する規則で定める割合は100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第17条 条例第18条の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員給与等条例第23条第1項の規定により準用する倶知安町給与条例第16条から第16条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 条例第18条第1項の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員給与等条例第23条第1項に規定する規則で定める者は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第18条第1項の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員給与等条例第23条第1項の規定により読み替えて準用する倶知安町給与条例第16条第4項に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 条例第15条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(2) 条例第16条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、常勤の職員に準じた割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第18条の2の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員給与等条例第23条の2第1項において準用する倶知安町給与条例第16条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

3 前条第3項の規定は、倶知安町会計年度任用職員給与等条例第23条の2第1項において読み替えて準用する倶知安町給与条例第16条の4第3項の規則で定める額について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第18条 条例第19条第1項に規定する規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、翌月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

第19条 パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割割算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の1日から引き続いて休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、又は停職にされている職員が、報酬の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の報酬をその際支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第20条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第21条 条例第20条第1項第1号に規定する規則で定める時間は、第14条に規定する時間に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を俱知安町勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(休暇時の報酬)

第22条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(任用手続)

第23条 会計年度任用職員を任用しようとする所属長は、あらかじめ会計年度任用職員任用決定書(別記様式第1号)に、任用予定者の履歴書を付して副広域連合長の承認を得なければならない。

2 所属長は、任用を決定したときは、当該会計年度任用職員に対し任用期間、職務の内容、勤務時間、給与等の勤務に関する任用条件を通知しなければならない。

(この規則により難い場合の措置)

第24条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、あらかじめ広域連合長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。